

名護市への届出について

(名護市指定介護サービス事業者向け)

変更届	▶	P 3～
休止届／廃止届／再開届	▶	P 14～
指定更新申請	▶	P 19～
新規指定申請	▶	P 24～
地域密着型通所介護等の宿泊サービスの提供	▶	P 27～
地域密着型サービス利用にあたっての特例の申請	▶	P 28～
居宅介護支援専門員の皆さまの届出	▶	P 29～
事故報告書	▶	P 30～
事故報告 今年度報告分の統計情報	▶	P 31～

令和6年3月 名護市介護長寿課 介護給付・保険料係

本資料では、名護市指定介護サービス事業者を対象として名護市に届出が必要なものについてまとめています。

サービス提供や事業の運営にあたり、届出忘れを防ぐためにも本資料・資料掲載の名護市HP等をご活用ください。

届出の必要性について、事業者にて判断が難しい場合は、名護市介護長寿課までお問い合わせください。

変更届

- ・ 指定に係る事業所や申請者(法人)について、名称や所在地等に変更があったときに必要。
- ・ 届出期限は、変更が生じて原則10日以内。一部、事前の届出が必要なものもあります。
- ・ 届出が必要な事由はサービスごとに異なります。

【次ページ】 変更届が必要な事由について

変更届

▼ 以下の変更が生じた場合、届出が必要です。
各サービス共通事由

- 開設者(法人)の名称・主たる事務所の所在地
- 開設者(法人)の**代表者**の
氏名、生年月日、住所及び職名
- 開設者(法人)の登記事項証明書又は条例
- 事業所又は施設の名称・所在地
- 事業所又は施設の平面図及び設備の概要
- 事業所又は施設の**管理者**の
氏名、生年月日、住所及び経歴
(経歴は通所系、総合事業においては不要)
- 運営規程

変更届

▼ 以下の変更が生じた場合、届出が必要です。
サービスごとの事由 ①

▶ 居宅介護支援（予防支援も同じ）

介護支援専門員の氏名及びその登録番号（予防支援も同じ）

▶ 訪問介護

利用者の推定数

サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

変更届

▼ 以下の変更が生じた場合、届出が必要です。
サービスごとの事由 ②

▶ 認知症対応型共同生活介護（予防も同じ）

- 事業所の建物の構造
- 協力医療機関の名称及び診療科並びに契約の内容
- 連携する施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等）との連携体制及び支援の体制の概要
- 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

変更届

▼ 以下の変更が生じた場合、届出が必要です。
サービスごとの事由 ③

▶ 小規模多機能型居宅介護（予防も同じ）

- 事業所の建物の構造
- 協力医療機関の名称及び診療科並びに契約の内容
- 連携する施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等）との連携体制及び支援の体制の概要
- 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

変更届

▼ 以下の変更が生じた場合、届出が必要です。
サービスごとの事由 ④

▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 施設の建物の構造
- 併設施設がある場合、当該併設施設の概要
- (サテライト型居住施設で、本体施設がある場合)
本体施設の概要、施設間の移動経路及び方法、所要時間
- 協力医療機関の名称及び診療科並びに契約の内容
- (協力歯科医療機関がある場合)その名称並びに契約の内容
- 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

【次ページ】 運営規程に関する変更届について

変更届

▼ 運営規程に関する変更届について

各サービス共通事由として【運営規程】の変更があります。

運営規程

▶ 事業所又は施設の運営において必要な重要事項に関する規定

この中で定める事項には、

「職員の員数」「営業日・営業時間」「利用定員」等があり、
これらの事項に変更が生じた場合は運営規程も変更となります。

運営に関する事項に変更が生じた際は、

運営規程の変更の必要性についても確認が必要です。

【次ページ】運営規定に定める事項について

変更届

▼ 運営規程に定める事項について

運営規程において定める事項は以下のとおりです。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務内容
- 営業日及び営業時間（居宅介護支援、予防支援、通所系、多機能系）
- 利用又は入所の定員（通所系、居住系、施設系）（多機能系は登録定員も）
- サービス提供内容(方法)、利用料等その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域（居宅介護支援、予防支援、通所系、多機能系）
- サービス提供又は入居等にあたっての留意事項（通所系、居住系、施設系、多機能系）
- 緊急時における対応方法（通所系、施設系、多機能系）
- 非常災害対策（通所系、居住系、施設系、多機能系）
- 虐待の防止のための措置に関する事項 ※令和6年4月から義務化
- その他運営に関する重要事項

【次ページ】運営規程の記載方法について

変更届

▼ 運営規程の記載方法について

従業者の員数の記載

- ▶ 事業所において確保するべき員数の範囲であれば、「〇〇人**以上**」と記載することも差し支えありません。

従業者の変更に伴う届出の頻度

- ▶ 管理者、介護支援専門員、サービス提供責任者**以外の変更**で、**人員基準、取得中の加算の要件に影響がない**場合は、員数等の変更届は1年に1回の提出でも差し支えありません。

例) 4月の届出であれば、前年4月から変更がある場合提出。

※提出月は事業所で設定可。変更の都度提出することも可能です。

【次ページ】事前に届出が必要な場合

変更届

▼ 事前に届出が必要な場合

変更届は変更後 10 日以内の提出ですが、次に当てはまる場合は**事前の提出**になります。

- 事業所（施設）の所在地の変更
- 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等の変更
- 利用定員の増員

理由 ▶ 設備や面積等が基準に適合するか再確認が必要です。
また、届出とあわせて建物の用途や消防法令の適合確認といった関係法令に係る確認が必要になる場合もあります。

提出期限 ▶ **変更日の前々月 15 日**

【次ページ】様式はこちらから

変更届

▼ 名護市への届出様式

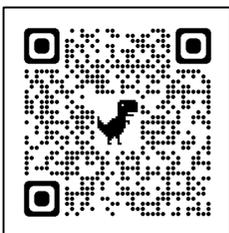
様式は名護市HPで公開しております。

留意事項や添付書類については、
各ページでもご案内しています。



【居宅介護支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100171/>

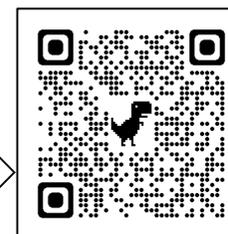


【介護予防支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022040700014/>

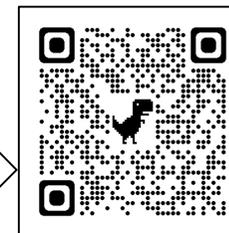
【地域密着型サービス】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100126/>



【介護予防・日常生活支援総合事業】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022030700024/>



様式等の更新もありますので、
届出の都度ご確認ください。

【次ページ】 休止届／廃止届について

休止届／廃止届

- ・ 指定に係る事業所を廃止、又は休止する際届出が必要。
- ・ 届出期限は、廃止又は休止の1月前までに。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、取扱いが異なり「指定の辞退」となります。

【次ページ】届出の留意事項

休止届／廃止届 ▼ 留意事項

休止・廃止予定日時点での サービス利用者に対する措置

- ▶ 利用者の引継ぎ情報などのリストも作成しておき、名護市から求めがあった場合には提出をお願いします。

休止の場合の予定期間

- ▶ 届出後に延長となる場合は再度届出が必要です。
未定の場合は、指定の有効期間までの予定でも可。

【次ページ】 指定の辞退

指定の辞退

▼ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・ 指定を辞退する場合には、**予告期間を1月以上設ける**こと。
- ・ 「指定辞退届出書」は**1月前までに**提出。
- ・ 入所者の引継ぎ情報などは作成しておき、名護市から**求めがあった場合**には提出をお願いします。

【次ページ】再開届について

再開届

- ・ 休止した**事業所を再開**する際に届出が必要。
- ・ 届出期限は、再開後 **10 日以内**。
- ・ 再開に伴い、休止前から**運営上の変更がある場合は変更届も必要**。
「事前に届出が必要な場合」(P12)に該当しないか確認してください。

【次ページ】様式はこちらから

休止届/廃止届/再開届 ▼ 名護市への届出様式

様式は名護市HPで公開しております。

添付書類等については、
各ページでもご案内しています。



【居宅介護支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100195/>

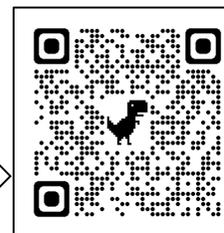


【介護予防支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022040700052/>

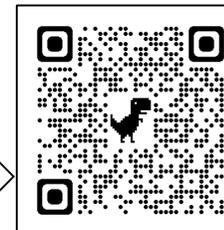
【地域密着型サービス】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100096/>



【介護予防・日常生活支援総合事業】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100232/>



様式等の更新もありますので、
届出の都度ご確認ください。

【次ページ】 指定更新申請書について

指定更新申請

- 新規指定や前回の更新から6年ごとに、**事業を継続する場合は**指定更新申請書の提出が必要。
- 提出期限は、**指定有効期限の前月末日まで。**
- 提出がない場合は指定の効力を失います。

【次ページ】申請の留意事項

指定更新申請

▼ 留意事項

届出期限までに提出が間に合わない場合

- ▶ まずは名護市介護長寿課までご相談ください。
添付書類の取得に時間を要する場合等には、
提出可能な書類から確認することも可能です。

休止中又は廃止予定の場合

- ▶ 休止状態のまま指定更新はできないため、
先に再開届を提出し、指定更新申請書を提出してください。
更新申請を行わず、廃止予定の場合も廃止届の提出は忘れずに。

【次ページ】他のサービスと指定有効期限を合わせる場合

指定更新申請

▼ 他のサービスと
指定有効期限を合わせる場合①

指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用

- ▶ 指定更新対象のサービスと
同一所在地で一体的に行う同種のサービスについても
同時に指定更新をし、指定有効期限を合わせることができます。

例) 域密着型通所介護と総合事業の通所型サービス

- ▶ 指定有効期限を合わせることで、
期限の管理や書類作成等の作業が簡素化できる場合があります。
- ▶ 指定権者が名護市以外のサービスと合わせる場合は、
各指定権者に確認が必要です。

指定更新申請

▼ 他のサービスと
指定有効期限を合わせる場合②

期限を合わせる場合の考え方

今回指定更新対象のサービス（A）

指定有効期限：令和 6年3月31日

指定更新申請書の提出：令和 6年2月

指定更新後の期限：令和 12年3月31日

期限を合わせる方も
同時に申請します

期限を合わせるサービス（B）

指定有効期限：令和 7年12月31日

指定更新申請書の提出：令和 6年 2月

指定更新後の期限：令和 12年 3月31日

本来の指定有効期限より前に
指定更新申請を行う

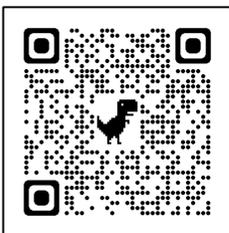
申請時は、双方の指定更新申請書類と「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出」を提出します。

【次ページ】様式はこちらから

指定更新申請

▼ 名護市への届出様式

様式は名護市HPで公開しております。



【居宅介護支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021091300044/>

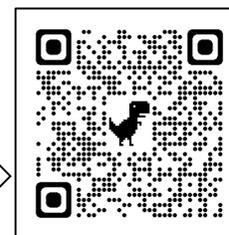


【介護予防支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022040700045/>

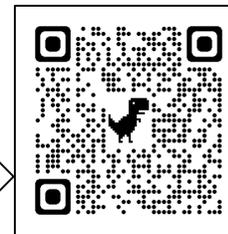
【地域密着型サービス】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018072000345/>



【介護予防・日常生活支援総合事業】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021091300051/>



留意事項や添付書類等については、
各ページでもご案内しています。

様式等の更新もありますので、
提出の都度ご確認ください。

【次ページ】 新規指定申請書について

新規指定申請

- ・ **事業所を開設**し名護市指定を受ける場合は、新規指定申請書の提出が必要です。
- ・ 提出期限は**指定予定日の前々月 15 日まで**。
- ・ 事前協議が必要なため、**提出の前に**名護市介護長寿課に連絡が必要。

【次ページ】申請の留意事項

新規指定申請

▼ 留意事項

申請は余裕をもって

- ▶ 事前協議や事業所の現地確認、関係法令担当部署との確認等や提出書類の審査や修正対応には時間を要しますので、指定予定日から余裕をもった申請をお願いします。

指定日の調整

- ▶ 地域密着型サービス、介護予防支援は指定にあたって事前に名護市の運営会議に諮る必要があります。会議は半年に1回程度の開催となっているため、指定予定日の調整が必要になる場合があります。

【次ページ】様式はこちらから

新規指定申請

▼ 名護市への届出様式

様式は名護市HPで公開しております。



【居宅介護支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100157/>



【介護予防支援】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022040700038/>

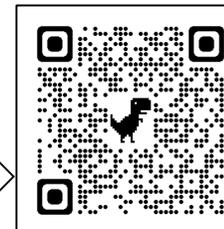
【地域密着型サービス】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021083100027/>



【介護予防・日常生活支援総合事業】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021090100201/>



様式等の更新もありますので、
提出の都度ご確認ください。

留意事項や添付書類等については、
各ページでもご案内しています。

【次ページ】 地域密着型通所介護事業所等における
宿泊サービス提供の届出

地域密着型通所介護事業所等における 宿泊サービス提供の届出

- ・ 通所介護の設備を利用し夜間及び深夜に提供される通所介護等以外のサービスについては、介護保険制度外の自主事業となりますが、サービス内容を指定権者へ届出する必要があります。



【届出様式や詳細についてはこちら】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022052400025/>

【次ページ】地域密着型サービス利用にあたっての
特例の申請

地域密着型サービス利用にあたっての特例の申請

名護市指定地域密着型サービスは、以下に該当する場合は利用できません。

- 住所地特例者を除く他市町村等の介護保険被保険者
- 又は 名護市に転入後又は名護市の介護保険被保険者となって
3月を経過しない者

ただし、地域密着型サービス事業者が事前に名護市長の同意を得た上で、届出を提出することによりサービスの利用が可能な場合があります。



【届出様式や詳細についてはこちら】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022030700017/>

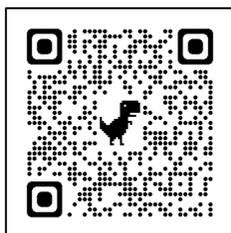
【次ページ】居宅介護支援専門員の皆さまの届出について

居宅介護支援専門員の皆さまの 届出について

サービス提供にあたり以下のとおり届出が必要なものがあります。

- 軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に係る届出
- 認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の理由書
- 訪問介護(生活援助中心型)が基準回数以上となる居宅サービス計画の届出

届出や取扱いについて名護市HPにて掲載しております。



<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021082400012/>

ページの中部「届出・取扱など」をご参照ください。

【次ページ】 事故報告書の提出について

介護保険施設における 事故報告書の提出

名護市所在の事業所又は
名護市介護保険の被保険者へのサービス提供において、
事故発生時には名護市への早急な報告が必要です。
(基準として、けがの程度は医療機関受診を要したものを報告範囲としています)

沖縄県、名護市の取扱要領を確認の上で事故報告書の提出の徹底をお願いします。

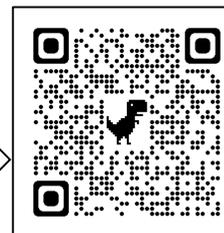


【沖縄県HP】

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1007290.html/>

【名護市HP – 届出様式や詳細についてはこちら】

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022031400039/>

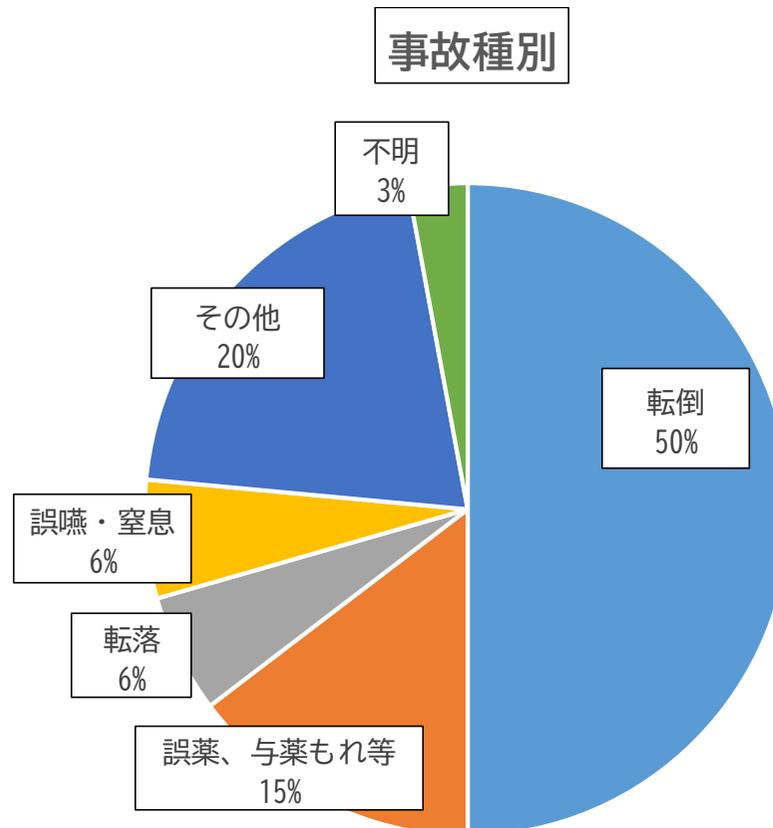
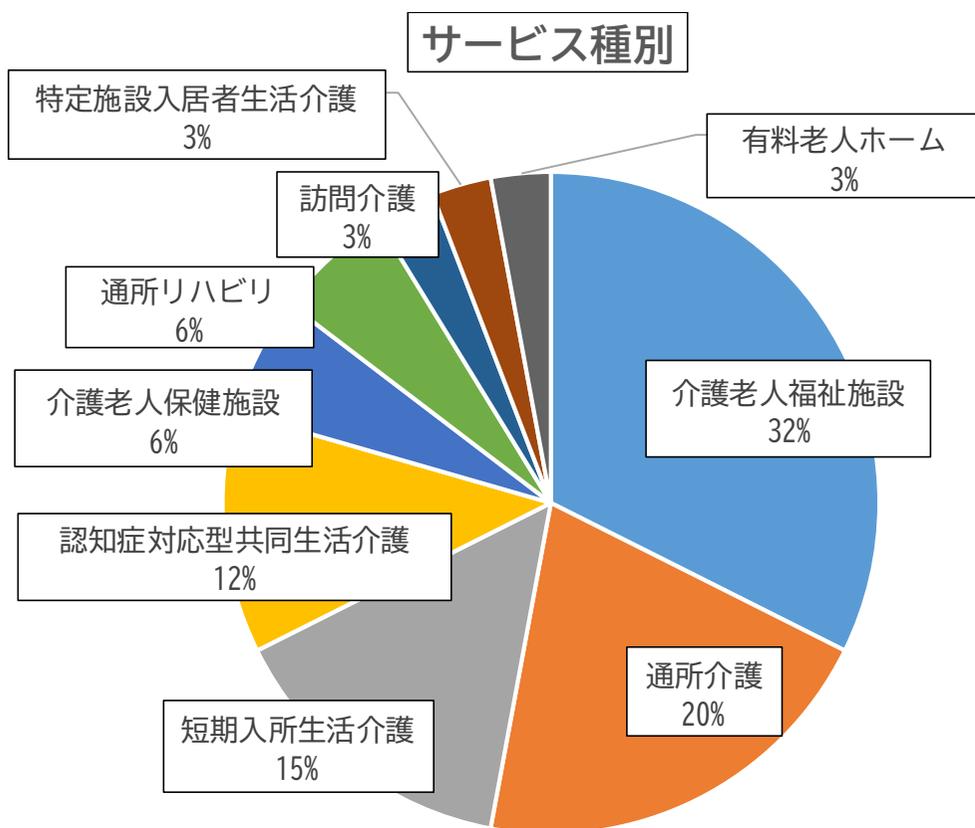


【次ページ】今年度報告分の統計情報

事故報告

▼ 今年度報告分の統計情報① ※R6.2.15時点

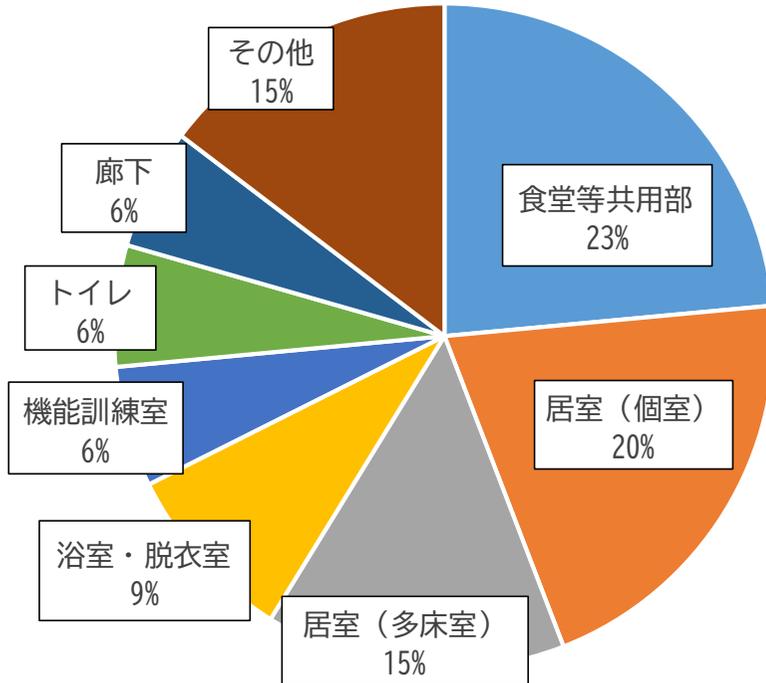
介護事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの改善、質の向上に資すると考えられるため、報告データについて情報共有いたします。



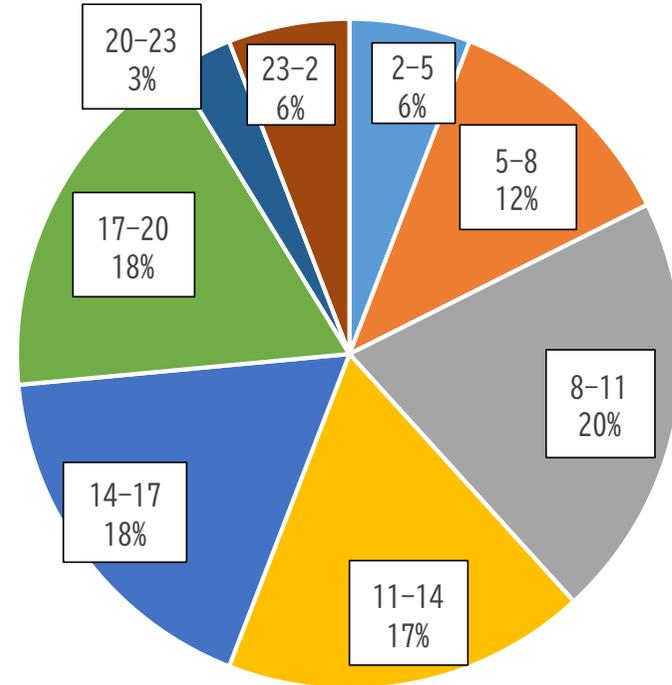
事故報告

▼ 今年度報告分の統計情報② ※R6.2.15時点

事故発生場所

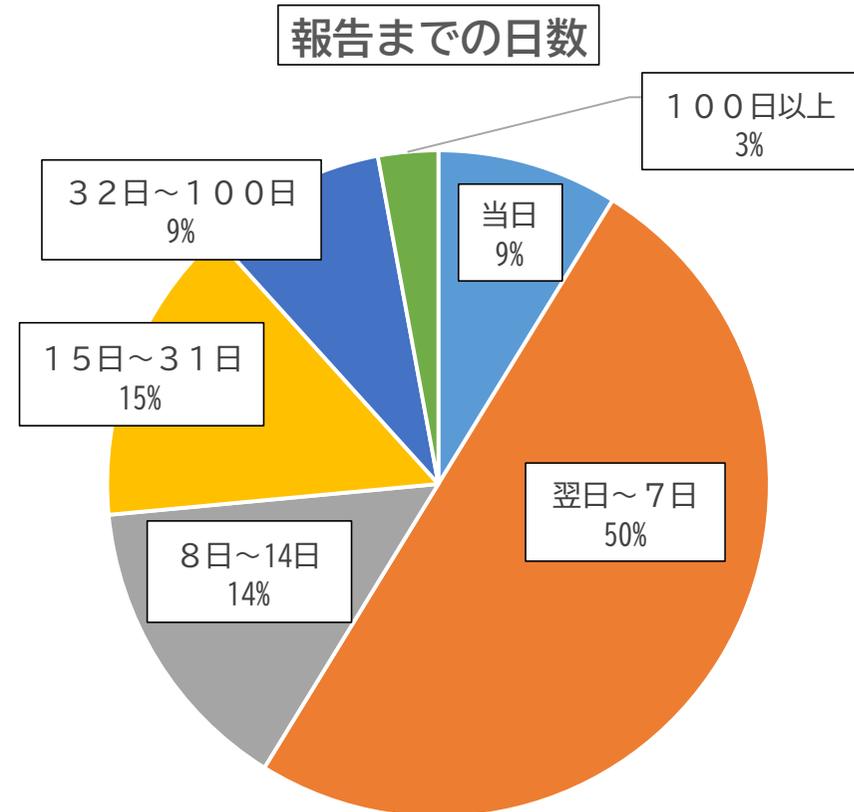
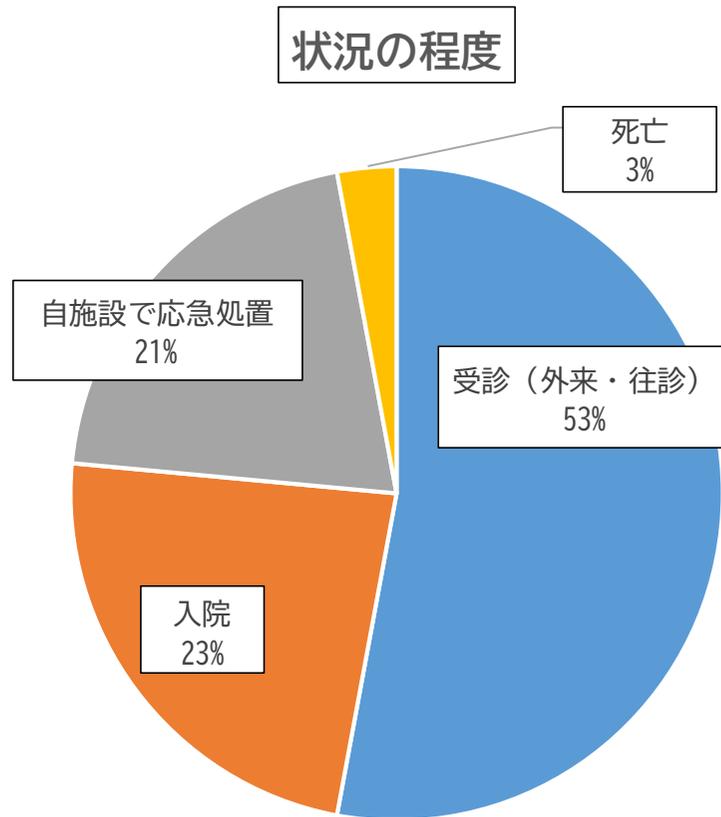


事故発生時間帯



事故報告

▼ 今年度報告分の統計情報③ ※R6.2.15時点



【名護市への届出について】 おわり